

議第35号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第1条中「取扱い」を「処理」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「ふぐ」の右に「を食用に供するために、ふぐ」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第4号とする。

「第2章 ふぐ調理師」を「第2章 ふぐ処理者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
- (2) 他の都道府県知事または地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市もしくは特別区の長（以下「他の都道府県知事等」という。）が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、前号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるもの

第3条第2項中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理者名簿」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第4条第1項から第3項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第4項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第5条の見出しを「（ふぐ処理者試験）」に改め、同条中「試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第6条を削る。

第6条の2の見出しを「（滋賀県ふぐ処理者試験委員会）」に改め、同条第1項中「滋賀県ふ

ぐ調理師試験委員会」を「滋賀県ふぐ処理者試験委員会」に改め、同条第2項中「試験の」を「ふぐ処理者試験の」に改め、同条を第6条とする。

第6条の3第2項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第3項中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同条を第6条の2とする。

第7条中「第8条第1項第2号」を「第8条第1項」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第7条の2および第7条の3中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第8条第1項中「ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当する」を「ふぐ処理者が不正の手段によりふぐ処理者の免許を取得した」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第4号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第9条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第4号中「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師は」を「ふぐ処理者は」に、「ふぐ調理師講習」を「ふぐ処理者講習」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第10条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第11条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第12条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第3章の章名中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第13条の見出し、同条各号列記以外の部分および同条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第14条第1項中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に改める。

第15条中「ふぐ取扱施設内」を「ふぐ処理施設内」に改める。

第16条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第4号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同条第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第17条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第1号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 営業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた飲食店営業者に

限る。)は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の調理師の免許を受けている者を置くよう努めなければならない。

第18条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第19条各号を次のように改める。

(1) ふぐ処理者

(2) 営業者

(3) 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた魚介類販売業者または魚介類競り売り営業者

第21条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第24条中「取扱い」を「処理」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項の規定によるふぐ調理師の免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、改正後の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定によるふぐ処理者の免許(以下「新免許」という。)を受けた者とみなす。

3 旧条例第3条第2項のふぐ調理師名簿は、新条例第3条第2項のふぐ処理者名簿とみなし、この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定によりなされているふぐ調理師名簿への登録は、新条例第3条第2項の規定によりなされたふぐ処理者名簿への登録とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により交付されている旧免許に係るふぐ調理師免許証は、新条例第3条第3項の規定により交付された新免許に係るふぐ処理者免許証とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により行われたふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第5条の規定により行われたふぐ処理者試験に合格した者とみなす。

6 旧条例第8条第1項第2号または第2項(第1号を除く。)の規定により旧免許の取消処分を受けた後、その取消処分の日から1年を経過しない者は、新条例第7条に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。

7 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に新条例第10条の規定により新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、施行日におけるその者に係る旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と

同一の期間とする。

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定により交付されているふぐ取扱施設届出済証は、新条例第14条第1項の規定により交付されたふぐ処理施設届出済証とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第18条の規定によりふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、施行日に新条例第18条の規定によりふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、施行日におけるその者に係るふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。
- 10 第2項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 12 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。
別表(72)の2の項ア中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項カ中「試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同項ク中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項ス中「取扱い」を「処理」に改める。
(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)
- 13 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第24号を次のように改める。

(24) ふぐ処理者試験免許手数料

ふぐ処理者試験	1人1回につき	7,400円
ふぐ処理者免許	1件につき	5,800円
ふぐ処理者免許証再交付	同	3,600円
ふぐ処理者免許証書換	同	3,400円